

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）、昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇告示 国民健康保険法に基づく条例変更認可

” 保険医の指定

” 異動

” 植物防疫法に基づく防除計画

” 鳥取県中小企業設備近代化融資制度要綱

” 国民健康保険法に基づく条例変更認可

◇教委告示 鳥取県立科学館の名称変更

◇公安委員会告示 速度制限の解除

速度制限

告示

鳥取県告示第三百二十一号

国民健康保険を行っている次の町に対し、国民健康保険

法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基づく条例変更を認可した。

昭和二十九年六月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 国民健康保険を行っている町

岩美郡浦富町

一 認可年月日 昭和二十九年六月二日

鳥取県告示第三百二十二号

国民健康保険を行っている次の村に対し、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基づく条例変更を認可した。

昭和二十九年六月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 国民健康保険を行っている村

気高郡宝木村

一 認可年月日 昭和二十九年六月三日

鳥取県告示第三百二十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医を次のよう

に指定した。

昭和二十九年六月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

診療科名

名 称 一 所 在 地 氏 名 指定年月日

神経、内小児科 涌島医院 岩美郡岩井町 涌島 二郎 昭和二十九年六月一日

外、消化器呼吸器科 消化器病研究所附属病院 東伯郡由良町 横田 浩 "

産婦人科 錦海療院 米子市西町八六 細田 英明 "

歯科 井上歯科医院 八頭郡郡家町郡家 森 瞳 "

" 百村 " " 百村 浩 "

鳥取県告示第三百二十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医に次のような異動があつた。

昭和二十九年六月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第三百二十五号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第二十四条の規定に基き、昭和二十九年年度稲作指定病害虫平常発生防除計画を次のように定めた。

昭和二十九年六月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 事業の対象となる作物

三 防除区域別の防除計画面積

診療科名 名称 診療所所在地 異動事由 氏名 異動年月日

内、外科 池淵医院 西伯郡境町栄町三二 西伯郡上道村 診療所異転 池淵 正賢 昭和二十九年四月十一日

区域別	対象作物 作付面積	防除面積積		種子消毒 所要量	備考
		いもち病	二化、 め、 虫、 むし		
鳥取病害虫防除所	三、五〇町	六〇六町	四三町	四〇升	一、四四石
米子 "	一、五八一	四九	三六	三、三	五、六
岩美 "	二、六七	八七	五九	三、八	一、〇三三

二 防除対象指定病害虫の種類

いねいもち病菌

いね二化め、
虫

いねうんか類

いねどろおむし

八頭	四二四	八二	一四	一四	四、四	一九〇
気高	一、七六	三〇	七五	三	四、三	七六
東伯	八、〇〇	一、四五	一、四二	二〇五	四、一	三、七四
西伯	五、四三	七九六	九九〇	九三	三、七	二、〇五
日野	三、五三	六七八	一八四	三二	四、五	一、六三〇
果の整備分	—	三、〇〇	九三〇	一、〇〇	—	—
計	三〇、五四	九、〇三	四、九二	一、九六	—	二、六〇

四 防除に必要な薬剤

指定病害虫名	薬剤名	町当(石当)所要量	総所要量
種子消毒	水銀製剤	一〇〇グラム	一、二六〇キログラム
いもち病	水銀製剤	三〇キログラム	一九六、四〇四トン
	銅水銀製剤	六	五、四二七
二化めい虫	銅製剤	六	二二〇
	硫酸銅	六	六、八九三
二化めい虫	水銀乳剤	四、五	一、七三六
	パラチオン乳剤	二、〇〇〇	一、二六〇リットル
		第一化期	一、三五一
		第二化期	—

五 防除機具

既設の病害虫防除機具を円滑且つ効率的に運用するとともに、県においては予算の範囲内において動力噴霧機、背負型動力撒粉機及び二人用槓杆式高圧噴霧機を整備し、各病害虫防除所に配置する。

うんか類、どろおしむし	パラチオン粉剤	三〇キログラム	一一、八二九キログラム
	BHC粉剤	三〇	五四、七五六
	DDT粉剤	三〇	六三〇
	BHC乳剤	〇、九	三一
	BHC水和剤	六	三八六
	砒酸鉛	五	一一五

六 防除実施期間

いもち病防除	昭和二十九年四月一日から	昭和二十九年九月三十日まで
二化めい虫防除	同年六月一日から	同年九月三十日まで
うんか類防除	同年七月一日から	同年九月三十日まで
どろおしむし防除	同年六月一日から	同年七月三十一日まで

七 防除実施要領

別紙(一)のとおり

八 防除資材の購入配給方法

平常発生防除に必要な薬剤は、市町村又は防除実施団体に於いて購入確保するものとし、異常発生防除(市町村間の平常発生偏差に基く農薬過不足調整用)のものを含む。に必要なる農薬は次のとおり県が指定する団体に整備させるものとする。

水銀粉剤	九〇トン
パラチオン乳剤	一、三トン
同 粉剤	一〇トン
BHC粉剤	三〇トン

なお、これが配給については、別紙「農業薬剤整備実施要綱」によるものとする。

別紙 一

稲作病虫害防除実施要領

一方針並びに計画大綱の指示
果はあらかじめ左の事項について指示する。

1 方 針

2 防除組織

3 農薬並びに防除機具整備

4 発生予察体制の確立

5 特に重点をおいて防除すべき病虫害

二 町村(区)における防除

1 町村(区)長は、町村(区)町村(区)、の農業委員会、農業共済組合、農業協同組合、農業改良普及員、病虫害防除員、部落組合その他関係団体の責任者をもつて、町村(区)防除協議会を設置する。

2 町村(区)長は、防除協議会の意見を聞いて防除班を編成する。

防除班は部落又はその他適当な単位をもつてこれを編成する。

3 町村(区)長は、前記県の指示に基き、前項協議会の意見を聞いて、指定病虫害防除予定面積、これに必要な農薬及び防除機具、防除費用の負担及び徴収方法等に関する計画を定める。

4 町村(区)長は、発生予察事業の情報に基き、町村(区)防除協議会の意見を聞いて、その都度指定病虫害の防除区域、時期、方法、作業の手順等に関する防除実行計画を定める。

5 町村(区)長は、前項の計画を関係農家に周知徹底せしめるとともに計画の達成につとめる。

6 防除班の責任者は、前項の計画に基き、作業に必要な人員、役割等に関する事項を関係農家と協議の上定め、防除の実施に当る。

7 町村(区)の農業委員会、農業協同組合、農業共済組合その他関係団体は、それぞれの分野において前項防除に協力するものとする。

8 町村(区)の特殊事情により町村(区)以外の団体が防除実施主体となる場合においては、前各項の町村(区)長をその防除実施主体の長と読み替えるものとする。

9 町村(区)長は、防除計画の樹立、病虫害発生状況、その応急対策、防除実施状況、その他必要事項を、その都度遅滞なく病虫害防除所長に報告するものとする。

三 郡市における段階

1 病虫害防除所長が中心となり、郡又は市に、病虫害防除所、地方事務所、市、地区農業普及事務所、関係農協連又はその支部(所)その他関係団体をもつて組織する郡(市)防除協議会を設置するものとする。

2 病虫害防除所長は、県の指示した大綱に従い、その管轄区域内町村(区)の防除計画樹立について必要な指導を加える。

3 市における防除計画の樹立については、町村に準

ずる。

4 病虫害防除所長は、指定病虫害の発生状況及び町村(区)の防除計画を勘案し、郡(市)防除協議会の意見を聞いて農薬、防除機具の整備と、その効果的運用を図ると共に、所要の指導連絡につとめ、区域内の防除実施に万全を期するものとする。

5 病虫害防除所長は、前掲二の9に準じ、必要な事項をその都度遅滞なく知事に報告するものとする。

四 県における防除

1 県知事は県、県の農業委員会、農業共済組合連合会、指導、経済、中央、開拓生産各農業協同組合連合会、農薬協会その他関係団体をもつて組織する県防除協議会を設置する。

2 県は国の方針と、県の指定病虫害の発生状況等を勘案し、前項防除協議会の意見を聞いて防除の方針と大綱を定め、病虫害防除所長に指示する。

3 県は病虫害防除所長が行うその区域内の防除(指導)について必要な指示をし、又は指導に当る。

4 知事は県内における指定病害虫の累年発生状況並びに市町村防除計画を勘案して、果防除実施計画を定める。

5 果は前項防除実施計画に基き、必要な農薬及び防除機具その他資材の整備確保を図ると共に、所要の斡旋と協力に当る。

別紙 (二) 農業薬剤整備実施要綱

一 植物防疫法の規定する有害動植物（以下「指定病害虫」という。）を防除するに要する農業薬剤（以下「農薬」という。）で、市町村間における平常発生偏差に基き生ずる市町村備蓄農薬の過不足調整用及び異常発生用として果が実施する農薬の整備は、この要綱の定めるところによる。

二 この要綱において「整備農薬」とは、鳥取県経済農業協同組合連合会及び鳥取県中央農業協同組合連合会（以下「農協連」という。）が四の購入保管計画に基き購入保管する農薬をいう。

三 知事は指定病害虫の平常及び異常発生を防止するため、毎年農薬の整備計画を定め農協連に指示する。知事は指定病害虫の発生状況、農薬の需給状況その他の事情を勘案し、前項の整備計画を変更する必要があると認めるときは、当該整備計画を変更し、これを農協連に指示する。

四 農協連は三の指示を受けたときは、その指示に従い農薬の購入、保管計画を定め、知事の承認を受けてその購入保管を行うものとする。

五 市町村における防除事業主体者（以下「防除者」という。）は、指定病害虫防除のため必要があると認めるときは、当該市町村における農薬の需要量を取りまとめ、別記様式第一号により知事に対し整備農薬売渡の割当を申請するものとする。

六 知事は前項の申請があつたときは、その内容を調査し、売渡を行う必要があると認めるときは、防除者に対し農薬の種類別数量その他必要な事項を指示すると共に、農協連に対し、当該指示に従い整備農薬を売渡

すべきことを指示する。但し緊急止むを得ない場合には、前項の規定にかかわらず農協連は防除者よりの連絡に基き、果の承認を得て整備農薬の売渡しを行うことができる。

この場合には農協連はその種類、数量、売渡先その他必要事項を遅滞なく果に報告しなければならない。

七 防除者は、前項本文の指示を受けたときは、当該指示に従つて遅滞なく農協連から整備農薬を購入するものとする。

八 農協連は、知事が指定病害虫の発生危険期間が経過し、その年において整備農薬が不要になつたと認めるときは、知事の承認を受けて、その保管に係る農薬の売渡しその他の処分を行うことができる。

九 知事は、この要綱を実施するため農協連に対し、別に定める農業薬剤整備補助金交付要綱により、農薬整備に要する金利、保管料、保管中における減耗につき補助金を交付する。

十 農協連は毎月整備農薬の購入、保管、売渡しの状況

（様式第二号）を翌月十日までに知事に報告するものとする。

十一 知事は必要と認められた場合は、農協連における本事業の執行に關し調査を行うことができる。

十二 農協連は本要綱により事業を実施するに当り、左記帳簿を備え付け事業の実施状況及び收支を明らかにするものとする。

- 1 整備農薬受払簿
- 2 整備農薬経理簿

（様式第一号）

整備農薬売渡割当申請書

昭和 年 月 日

防除者氏名

印

鳥取県知事 氏 名 殿

昭和 年 月 日第 号報告「」の

防除計画を実施するため、除除用農薬が不足するので、農業薬剤整備実施要綱により左記のとおり整備農薬売渡

の割当を受けたく申請する。

記

一 農薬の需給計画及び整備農薬売渡割当申請数量

指定病 害虫名	防除計 画面積	農薬所要量	供給見込数量	差引	売渡割当
	反				

(注意) 薬剤所要量算出基礎を附記すること。

二 整備農薬購入計画

農薬名	売渡割当 申請数量	荷受者 住所氏名	数量	送り 先	線名 着駅	数量	代金支 払方法

(様式第二号) 整備農薬の購入保管売渡数量報告書

整備農薬名 (昭和 年 月分)

保管 場所	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	備考

(注意) 薬剤の種類別に別表とする。

鳥取県告示第三百二十六号

鳥取県中小企業設備近代化融資制度要綱を次のように定める。

昭和二十九年六月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県中小企業設備近代化融資制度要綱

(目的)

第一条 この要綱は、中小企業の設備近代化に要する資

金を確保しその経営態勢の確立をはかることを目的とする。

(資金)

第二条 県は、本制度運用の資金として毎年度一定額

に繰替し、同金庫の協調融資によつて長期低利資金の供給をはかる。

2 繰替金の利息は、年二分以内とする。

(融資の対象)

第三条 融資の対象は、県内に主たる事業場を有する中
小企業協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)
による組合及びその構成員で次の事業を営むものとす
る。

一 輸出産業又は重要産業

二 その他知事において産業振興上特に必要と認める
製造業

(貸付条件)

第四条 貸付条件は、次の各号による。

一 資金の使途 設備資金に限る。

二 貸付期間 五箇年以内とする。

三 貸付最高限度 三百万円。

四 貸付利率 年一割とする。

五 償還方法 原則として一年以内据置分割償還と
する。

(貸付手続)

第五条 本制度による借入を希望するものは、借入申込
書(様式第一号)正副二通を知事に提出するものとす
る。

2 知事は前項の申込書を受理したときは、その内容を
査調し鳥取県中小企業振興対策審議会(昭和二十八年
三月鳥取県条例第六十二号)の議を経て商工中金へ回
付するものとする。

(融資の決定)

第六条 融資は、知事と商工中金が協議して決定する。

(貸付による損失)

第七条 貸付によつて生ずる損失については、県は責任

お買ひ込めS。
(Nの印)

第八条 本要綱に基き商工中金と別途覚書を取り交すも
可也。

様式第一号

鳥取県設備近代化資金借入申込書

00838
第2526号

昭和29年6月25日 金曜日 鳥取県公報

業種	製品	品名	住	所	企業体名	代表者氏名	設立年月日	所属組合																
資本	金	職	員	工	員	計	出	荷																
公	称	男	女	計	男	女	計	額																
払	込	人	人	人	人	人	人	千円																
3.借入申込金額		一金		也		¥		※																
4.借入による事業計画の要大				設備近代化による生産額予想(前年対比)				設備近代化による経費節約予想(対前年比)																
製品別	租	額	前	年	所	要	額	経	費	別	人	件	費	動	力	費	光	熱	費	其	他	計		
	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円
別添事業計画参照 収支予算書		前		年		所		要		額		経		費		節		約		差		引		
増		加		高		引		高		引		高		引		高		引		高		引		

00839
第2526号

昭和29年6月25日 金曜日 鳥取県公報

5.資金の資 別、調達別 内 訳	設備の 大 要 と 所 要 額	自己資本	※	本制度資金	※	その他の資金	計
6.設備別着工 竣工年月日							
7.借 還 入 計 画							
8.担 保 に 関 す る 事 項	品目別見積金額						
9.保 証 人 に 関 す る 事 項	住所氏名						
10.添 付 書 類	最近の貸借対照表(又は試算表) 主要勘定の明細 イ、事業計画及び収支予算書 ロ、事業計画三ヶ年間果税の納税証明書 ハ、 ニ、その他 その他要する書類						

鳥取県中小企業設備融資制度要綱により上記のとおり申込いたします。

昭和 年 月 日
鳥取県知事 氏 名 殿

借入申込者

印

鳥取県告示第三百二十七号

国民健康保険を行つてゐる次の市に対し、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基く条例変更を認可した。

昭和二十九年六月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 国民健康保険を行つてゐる市

倉吉市

一 認可年月日

昭和二十九年四月一日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十三号

鳥取県立科学館の名称を昭和二十九年七月一日から次のとおり変更する。

昭和二十九年六月二十五日

鳥取県教育委員会

鳥取県立科学博物館

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三号

道路交通取締法第六条に基く速度制限を次のとおり解除する。

昭和二十九年六月二十五日

鳥取県公安委員会

制限を解除する場所

指定府県道 鳥取倉吉線 倉吉町大字宮川町三朝街道

分岐点から同町大字越殿町二、一二五番地地先に至る一、四〇〇メートルの間

至る二〇〇メートルの間

(4) 県道 鳥取、倉吉線 倉吉市大字宮川町三朝街道

分岐点から倉吉市大字河原町一、九一五番地地先に至る二、〇〇〇メートルの間

至る二、〇〇〇メートルの間

(5) 一級国道九号線 東伯郡北条町大字江北七八七番地地先から同地内七一ノ三番地地先に至る五〇〇メートルの間

鳥取県公安委員会告示第四号
道路交通取締法第六条及び第十条の規定により、次のとおり速度制限をする。

昭和二十九年六月二十五日

鳥取県公安委員会

一 制限の場所

(1) 県道 鳥取、城崎線 岩美郡浦富町大字浦富一、四三一番地地先から同地内二、六四六番地地先に至る三〇〇メートルの間

(2) 一級国道二十九号線 八頭郡若桜町大字若桜一、二四四ノ七番地地先から同地内八九ノ六番地地先に至る一、二〇〇メートルの間

(3) 県道 若桜、用瀬線 八頭郡家町大字久能寺三三五ノ一番地地先から同地内六七二ノ一番地地先に至る一、二〇〇メートルの間

二 制限速度 毎時二十キロメートル

昭和29年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發

刷 行 鳥 鳥
鳥 取 取
所 取 者 縣 鳥
縣 鳥 鳥
鳥 取 鳥 取
市 東 市 東
取 町 町
縣 取
印
刷
所 縣

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。

本県においては県民の皆様の日常生活に
関係ある重要な條例、規則、規程等をこの
公報に登載して公布しております。

国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み
ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日

講讀料（実費）一箇月100円 一箇年1,200円

申込先 鳥取県総務部総務課